

六、退職手當ノ改正（退職ノ場合ハ臨時特別手當ヲ以テ算シタル額ヲ以テ支給スルニト）
 六、出張者が會社内ニ於テ勤務スル場合ニ出張中ト
 同様給與サレタキ事

以上

封



2.16
 6/11

勞秘甲第一六三號

大正十三年二月十四日

警視總監 赤池 濃

内務大臣 水野 練太郎 殿
 東京警備司令官 山梨 半造 殿
 社會局長官 池田 宏 殿
 京都大阪神奈川兵庫
 愛知静岡岡千葉埼玉栃木
 群馬茨城山梨
 各府 縣長官 殿
 司法省刑事局長 殿